

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、本巢市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年 3月22日

岐阜県知事 古田 肇

市 名	期 日	時 間	場 所	対 象 地 域
本 巢 市	令和 6年 4月23日 (火)	午前10時から 午前11時30分まで	本巢市役所根尾分庁舎 (根尾板所625-1)	根 尾
	4月24日 (水)	午前10時から 午後2時まで	J A ぎ ぶ 糸 貫 支 店 (見延1399-1)	市内全域
	4月25日 (木)	午前10時から 正午まで	J A ぎ ぶ 糸 貫 支 店 (見延1399-1)	市内全域